緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」に対する申請支援について

支援期間 令和3年3月16日(火)~ 令和3年5月31日(月) ※土日・祝日を除く

支援時間 午前の部 10:00 ~ 12:00 / 午後の部 13:00 ~ 15:00

※事前に電話 055-231-5411 にて、ご予約(受付 3 月 9 日より)をお願い致します。

支援対象 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う「飲食店の時短営業」や「不要不急の外出・移動の自粛」により、売上減少(2021年1月~3月のいずれかの月間事業収入が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した者)の中小法人・個人事業者等となります。南アルプス市商工会では、会員限定での支援となり、事前予約が必要となります。

【一時支援金の受給までの流れ】

①まず最初に様々なケースがありますので、ご自身が申請対象となるかの事前確認をお薦め致します。(問合せ先:電話 0120-211-240)

②一時支援金ホームページ <u>ichijishienkin.go.jp</u> にて 「申請要領」「宣誓・同意書」をお読みいただき、**ご自身で**同ホームページ「 仮登録(申請 I D発番) 」から仮登録し、申請 I Dを取得して下さい。

1

③申請 I Dを取得した後に、南アルプス市商工会にお電話下されば、幾つかの確認(事業実施状況/給付対象等を正しく理解しているか等)をさせていただき、事前確認通知番号を発行致します。しかし給付対象が確定したことにはなりませんのでご注意下さい。

④一時支援金の本申請

一時支援金ホームページ <u>ichijishienkin.go.jp</u>にて、必要事項(基本情報/売上額/口座情報等)を入力し、必要書類(確定申告書類の控え/売上減少月の売上台帳の写し/本人確認書類の写し)などを添付し、<mark>ご自身で</mark>送信して下さい。

※本申請に関して不安がある方は、商工会にて申請支援致しますので、ご連絡下さい。



⑤一時支援金事務局による申請内容の確認



⑥給付通知書の受理/登録口座への入金

~ 非会員の皆様の相談・申請サポートは、以下へお問合せ下さい ~

山梨県サポート会場 ← こちらをクリック

〒400-0031 甲府市丸の内 2-29-3

電話予約窓口(オペレーター対応) 8:30~19:00(土日・祝日含む全日)

0120-211-240